

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和1年9月26日(2019.9.26)

【公表番号】特表2018-532242(P2018-532242A)

【公表日】平成30年11月1日(2018.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2018-042

【出願番号】特願2018-521591(P2018-521591)

【国際特許分類】

H 01 R 13/64 (2006.01)

H 01 R 24/38 (2011.01)

【F I】

H 01 R 13/64

H 01 R 24/38

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月15日(2019.8.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コネクタであつて、

実質的に円筒形の形状のソケット(1)と、

該ソケット(1)に着脱可能に接続可能であり、複数の接点(3)が配置されているプラグ(2)と

を含み；

ソケット(1)は、導電面(4)を含み、該導電面上または該導電面内に、中心(6)が導電面(4)の中心と実質的に一致する少なくとも1つの円弧を形成する少なくとも1つの導電トラック(5)が配置され；前記トラック(5)は、さらに、前記接点(3)のうちの1つとの機械的電気的接続を可能にするように配置され；

コネクタにおいて、各接点(3)は、他の接点とは独立して軸方向に移動するよう取り付けられ；該接点は、可撓性の膜を通して配置され；前記膜は、密封性であり；

該コネクタは、各接点に戻り力を及ぼすための機構、および、各接点に個別の圧力を及ぼすことを可能にするソケット(1)の方向に向かう戻り機構をもたらす弾性要素を含み；前記弾性要素は膜(9)により形成される、

前記コネクタ。

【請求項2】

同心に配置される少なくとも2つの円形導電トラック(5)を含む、請求項1に記載のコネクタ。

【請求項3】

プラグ(2)は、屈曲している、請求項1または2に記載のコネクタ。

【請求項4】

プラグ(2)は、ソケット(1)周りで自由に回転するよう接続可能である、請求項1～3のいずれか1項に記載のコネクタ。

【請求項5】

プラグ(2)は、ソケット(1)周りに限られた数の向きに従って接続可能である、請求項1～4のいずれか1項に記載のコネクタ。

【請求項 6】

コネクタ(3)は、導電面(4)の表面に非対称に分配される、請求項1～5のいずれか1項に記載のコネクタ。

【請求項 7】

プラグは、いくつかのプラグ／ソケットの積み重ねを可能にする「ソケット」部材を含む、請求項1～6のいずれか1項に記載のコネクタ。

【請求項 8】

プラグは、コネクタにおけるプラグ差し込みのロックингおよび／または確認(acknowledgement)をもたらすばねリング(11)を含む、請求項1～7のいずれか1項に記載のコネクタ。

【請求項 9】

リングは、接続時ソケットの溝(13)に収容されるボール(12)上に支承される、請求項1～8のいずれか1項に記載のコネクタ。

【請求項 10】

ソケットは、固定要素により外部デバイスに固定され、かつ、デバイスと直接相互接続するか、またはソケットに溶接されデバイスとインターフェースする電気回路を介して相互接続する、接点(8)によりデバイスに接続される、請求項1～9のいずれか1項に記載のコネクタ。